

「正会員の処分等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 27 年 4 月 9 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p><u>処分等に関する規則</u> (目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第23条及び第24条に規定する正会員<u>及び電子募集会員</u>に対する処分その他の措置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p><u>正会員の処分等に関する規則</u> (目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第23条及び第24条に規定する正会員に対する処分その他の措置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(調査等)</p> <p>第2条 本協会は、定款第15条又は第16条第1項の規定に基づき正会員<u>及び電子募集会員</u>から届出又は報告を受けた場合には、正会員<u>及び電子募集会員</u>の法令若しくは法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに営業及び財産の状況の観点から、必要に応じて、当該届出又は報告を受けた内容について、業務規程に定めるところにより調査を行うものとする。</p>	<p>(調査等)</p> <p>第2条 本協会は、定款第15条又は第16条第1項の規定に基づき正会員から届出又は報告を受けた場合には、正会員の法令若しくは法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに営業及び財産の状況の観点から、必要に応じて、当該届出又は報告を受けた内容について、業務規程に定めるところにより調査を行うものとする。</p>
<p>(規律委員会への諮問)</p> <p>第3条 本協会は、前条に規定する調査の結果、当該正会員<u>及び電子募集会員</u>に対して定款第23条第2項に規定する処分（以下「処分」という。）又は定款第24条に規定する勧告を行うことが適當と認めるときは、規律委員会に対し、前条の規定に基づく調査の結果を付して当該処分又は勧告が相当と認められる事案について諮問し、その意見を求めることができる。</p> <p>2 規律委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、規律委員会規則に定めるところによるものとする。</p>	<p>(規律委員会への諮問)</p> <p>第3条 本協会は、前条に規定する調査の結果、当該正会員に対して定款第23条第2項に規定する処分（以下「処分」という。）又は定款第24条に規定する勧告を行うことが適當と認めるときは、規律委員会に対し、前条の規定に基づく調査の結果を付して当該処分又は勧告が相当と認められる事案について諮問し、その意見を求めることができる。</p> <p>2 規律委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、規律委員会規則に定めるところによるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>(規律委員会による審議等)</p> <p>第4条 規律委員会は、前条に基づく諮問及び監査規則第9条第2項に基づき報告のあった事案その他規律委員会が必要と認める事案に関し、正会員<u>及び電子募集会員</u>に対する処分又は勧告（処分することが適當と認められる場合にあっては処分の種類及びその程度、勧告することが適當と認められる場合にあってはその内容を含む。以下同じ。）について審議するものとする。</p> <p>2 規律委員会は、前項に規定する審議を行うため、必要に応じ、事務局にその調査を命じ、調査結果の報告を求めることができる。</p> <p>3 規律委員会は、当該審議に必要があると認めるときは、当該事案に係る正会員<u>及び電子募集会員</u>の出席を求めて事情を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>4 規律委員会は、第1項の規定に基づく審議の結果、当該正会員<u>及び電子募集会員</u>を処分又は勧告に付することが適當であるとする場合には、処分にあってはその理由並びに当該処分の対象となる事実、種類及び程度、勧告にあってはその理由及び当該勧告の対象となる事実を理事会に付議するものとする。</p>	<p>(規律委員会による審議等)</p> <p>第4条 規律委員会は、前条に基づく諮問及び監査規則第9条第2項に基づき報告のあった事案その他規律委員会が必要と認める事案に関し、正会員に対する処分又は勧告（処分することが適當と認められる場合にあっては処分の種類及びその程度、勧告することが適當と認められる場合にあってはその内容を含む。以下同じ。）について審議するものとする。</p> <p>2 規律委員会は、前項に規定する審議を行うため、必要に応じ、事務局にその調査を命じ、調査結果の報告を求めることができる。</p> <p>3 規律委員会は、当該審議に必要があると認めるときは、当該事案に係る正会員の出席を求めて事情を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>4 規律委員会は、第1項の規定に基づく審議の結果、当該正会員を処分又は勧告に付することが適當であるとする場合には、処分にあってはその理由並びに当該処分の対象となる事実、種類及び程度、勧告にあってはその理由及び当該勧告の対象となる事実を理事会に付議するものとする。</p>
<p>(注意)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>	<p>(注意)</p> <p>第5条 (省略)</p>
<p>(業務改善計画等の徴求)</p> <p>第6条 本協会は、正会員<u>及び電子募集会員</u>に対して処分又は勧告を行った場合には、当該正会員<u>及び電子募集会員</u>に対し、業務改善計画の作成及び業務改善計画に基づく措置の実施状況その他必要と認められる事</p>	<p>(業務改善計画等の徴求)</p> <p>第6条 本協会は、正会員に対して処分又は勧告を行った場合には、当該正会員に対し、業務改善計画の作成及び業務改善計画に基づく措置の実施状況その他必要と認められる事項について報告を求めることができ</p>

改 正 案	現 行
項について報告を求めることができる。 (弁明の手続) 第7条 本協会は、正会員及び電子募集会員の処分又は勧告について理事会に付議する場合には、あらかじめ、当該正会員及び電子募集会員に弁明の機会を与えるものとする。 2 本協会は、前項の弁明の機会の付与に当たり、当該正会員及び電子募集会員に対して、処分又は勧告の対象となる事実並びに弁明のための日時及び場所をその2週間前までに通知するものとする。 3 本協会が、前項の通知を行った日から14日を経過する日において、当該通知が当該正会員及び電子募集会員に到達したことを確認できない場合には、当該通知は当該14日を経過した日に当該正会員及び電子募集会員に到達したものとみなす。 4 当該正会員及び電子募集会員は、弁明を行うに当たっては、本協会が指定した期日までに弁明書を提出するとともに、弁明に際し口頭で事実若しくは意見を述べ、証拠書類若しくは証拠物を提出することができる。 5 当該正会員及び電子募集会員は、弁明を行うに当たっては、主宰者の許可を得て補佐人を同席させることができる。 6 本協会は、当該正会員及び電子募集会員が正当な理由なく出頭しないときは、改めて弁明の機会を与えることなく結審することができる。	る。 (弁明の手続) 第7条 本協会は、正会員の処分又は勧告について理事会に付議する場合には、あらかじめ、当該正会員に弁明の機会を与えるものとする。 2 本協会は、前項の弁明の機会の付与に当たり、当該正会員に対して、処分又は勧告の対象となる事実並びに弁明のための日時及び場所をその2週間前までに通知するものとする。 3 本協会が、前項の通知を行った日から14日を経過する日において、当該通知が当該正会員に到達したことを確認できない場合には、当該通知は当該14日を経過した日に当該正会員に到達したものとみなす。 4 当該正会員は、弁明を行うに当たっては、本協会が指定した期日までに弁明書を提出するとともに、弁明に際し口頭で事実若しくは意見を述べ、証拠書類若しくは証拠物を提出することができる。 5 当該正会員は、弁明を行うに当たっては、主宰者の許可を得て補佐人を同席させることができる。 6 本協会は、当該正会員が正当な理由なく出頭しないときは、改めて弁明の機会を与えることなく結審することができる。
(弁明の主宰) 第8条 弁明の手続きは、本協会が指名する本協会の役職員が主宰するものとする。ただし、弁明を行う正会員及び電子募集会員	(弁明の主宰) 第8条 弁明の手続きは、本協会が指名する本協会の役職員が主宰するものとする。ただし、弁明を行う正会員と特別の利害関係

改 正 案	現 行
と特別の利害関係があると本協会が認めた者は、弁明の手続を主宰することができない。	があると本協会が認めた者は、弁明の手続を主宰することができない。
(理事会での審議等) 第9条 (現行どおり)	(理事会での審議等) 第9条 (省略)
(総会への付議) 第10条 理事会は、前条に基づく決議の結果、 <u>正会員及び電子募集会員</u> の除名を行うことが適當であるとした場合は、会員総会に当該 <u>正会員及び電子募集会員</u> の除名について付議するものとする。 2 第7条（第4項を除く。）の規定は、前項の <u>正会員及び電子募集会員</u> の除名に関する会員総会への付議について準用する。この場合において、同条第1項中「あらかじめ」とあるのは「当該会員総会において」と、同条第2項中「2週間」とあるのは「1週間」と、同条第3項中「14日」とあるのは「7日」と、同条第6項中「結審」とあるのは「決議」と読み替えるものとする。	(総会への付議) 第10条 理事会は、前条に基づく決議の結果、正会員の除名を行うことが適當であるとした場合は、 <u>正会員総会</u> に当該正会員の除名について付議するものとする。 2 第7条（第4項を除く。）の規定は、前項の正会員の除名に関する <u>正会員総会</u> への付議について準用する。この場合において、同条第1項中「あらかじめ」とあるのは「当該 <u>正会員総会</u> において」と、同条第2項中「2週間」とあるのは「1週間」と、同条第3項中「14日」とあるのは「7日」と、同条第6項中「結審」とあるのは「決議」と読み替えるものとする。
(処分等の通知) 第11条 本協会は、理事会が <u>正会員及び電子募集会員</u> の処分（除名を除く。）又は勧告を決議した場合には、当該 <u>正会員及び電子募集会員</u> に対して、処分にあってはその理由並びに当該処分の対象となる事実、種類及び程度、勧告にあってはその理由及び当該勧告の対象となる事実その他本協会が必要と認める事項を文書により通知するものとする。 2 本協会は、会員総会が、 <u>正会員及び電子募集会員</u> の除名を決議した場合には、当該 <u>正会員及び電子募集会員</u> に対してその処分の対象となる事実及び理由その他本協会が	(処分等の通知) 第11条 本協会は、理事会が正会員の処分（除名を除く。）又は勧告を決議した場合には、当該正会員に対して、処分にあってはその理由並びに当該処分の対象となる事実、種類及び程度、勧告にあってはその理由及び当該勧告の対象となる事実その他本協会が必要と認める事項を文書により通知するものとする。 2 本協会は、 <u>正会員総会</u> が、正会員の除名を決議した場合には、当該正会員に対してその処分の対象となる事実及び理由その他本協会が必要と認める事項を文書により通

改 正 案	現 行
必要と認める事項を文書により通知するものとする。	知するものとする。
(処分の公表) 第12 条 本協会は、正会員 <u>及び電子募集会員</u> に対して処分を行ったときは、その旨を各正会員 <u>及び電子募集会員</u> に通知する。 2 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。	(処分の公表) 第12 条 本協会は、正会員に対して処分を行ったときは、その旨を各正会員に通知する。 2 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。
付 則 この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年法律第44号）附則第1条本文に規定する日から施行する。	